

広島県告示第二百六十七号

広島県広島ヘリポート運用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県広島ヘリポート運用規程の一部を改正する告示

広島県広島ヘリポート運用規程（平成二十四年広島県告示第八百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（ヘリポート情報の提供）</p> <p>第二条 知事は、離着陸等のためヘリポートを利用するヘリコプター（以下「ヘリポート利用機」という。）及びヘリポートの通信圏（ヘリポート標点から五マイル以内をいう。）を通過するヘリコプター（以下「ヘリポート通過機」という。）の運航を援助するとともに、ヘリポートの施設の効率的な活用を図るため、ヘリポートの対空通信局（以下「対空通信局」という。）からの無線電話により、ヘリポート利用機及びヘリポート通過機に対して、その運航に必要な情報（以下「ヘリポート情報」という。）の提供を行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 ヘリポート利用機のうちヘリポートに着陸しようとするヘリコプターに対しては、次条第一項の位置の通報を受けたとき及びヘリポートの場周経路への進入を開始する前</p> <p>二 ヘリポート利用機のうちヘリポートを離陸しようとするヘリコプターに対しては、移動を開始する前</p> <p>三 ヘリポート通過機に対しては、次条第二項の位置の通報を受けたとき</p> <p>3 （略）</p> <p>4 提供するヘリポート情報の内容は、次に掲げるとおりとする（ヘリポート通過機については、第二号及び第四号に限る。）。この場合において、使用する用語の例は、別表第一によるものとする。</p> <p>一 滑走路の利用状況に関する情報</p> <p>二 四（略）</p> <p>5 対空通信局は、ヘリポート情報の提供をヘリポートの通信圏において行うものとし、ヘリポート利用機のうちヘリポートを離陸したヘリコプター又はヘリポート通過機がヘリポート標点から五マイルの地点を通過し、当該機体から交信終了の連絡があったときは、通信を終了する。</p>	<p>（ヘリポート情報の提供）</p> <p>第二条 知事は、離着陸等のためヘリポートを利用するヘリコプター（以下「ヘリポート利用機」という。）の運航を援助するとともに、ヘリポートの施設の効率的な活用を図るため、ヘリポートの対空通信局（以下「対空通信局」という。）からの無線電話により、ヘリポート利用機に対して、その運航に必要な情報を提供する。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 ヘリポートに着陸しようとするヘリコプターに対しては、次条第一項の位置の通報を行ったとき</p> <p>二 ヘリポートを離陸しようとするヘリコプターに対しては、移動を開始する前</p> <p>3 （略）</p> <p>4 提供するヘリポート情報の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 使用滑走路</p> <p>二 四（略）</p>

61・71 (略)

(位置の通報)

第三条 ヘリポート利用機のうちヘリポートに着陸しようとするヘリコプターは、別表第二に掲げる目視による位置通報点(以下「目視位置通報点」という。)において、位置の通報を行うものとする。目視位置通報点における通報が困難な場合においては、ヘリポート標点から五マイルの地点において、位置の通報を行うものとする。

2| ヘリポート通過機は、ヘリポート標点から五マイルの地点において、位置の通報を行うものとする。

3| 前二項の通報の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該ヘリコプターの目視位置通報点(第一項後段及び第二項の場合にあつては、ヘリポートからの方向及び距離)又は現在位置及びその地点における高度
- 三 (略)

(ヘリポート利用機のヘリポートの利用方法)

第四条 (略)

2・3 (略)

4| ヘリポート利用機は、次に掲げる方法により運航するものとする。

- 一・二 (略)

(飛行方式及び気象条件)

第五条 ヘリポート利用機は有視界飛行方式による飛行を行うこととし、ヘリポートにおける最低気象条件は、有視界気象状態とする。

(緊急機等への対応)

第六条 対空通信局は、運航中のヘリコプターから緊急事態である旨の通報を受けたときは、速やかに当該ヘリコプターの機体の位置情報等を含めた状況を確認するとともに、必要な情報を提供し、及び要請に応じて優先的にヘリポートへの着陸が可能となるよう他のヘリコプターとの調整を行うよう努めるものとする。

第七条 (略)

(交信記録の管理)

第八条 対空通信局は、ヘリポート利用機及びヘリポート通過機との交信記録を書類に記し、保管するものとする。

別表第二(第三条関係) (略)

51・61 (略)

(位置の通報)

第三条 ヘリポートに着陸しようとするヘリコプターは、別表に掲げる目視による位置通報点(以下「目視位置通報点」という。)において、位置の通報を行うものとする。目視位置通報点における通報が困難な場合においては、ヘリポート標点から五マイルの地点において、位置の通報を行うものとする。

2| 前項の通報の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該ヘリコプターの目視位置通報点(第一項後段の場合にあつては、ヘリポートからの方向及び距離)又は現在位置及びその地点における高度
- 三 (略)

(ヘリポート利用機のヘリポートの利用方法)

第四条 (略)

2・3 (略)

4| ヘリポートに離着陸をしようとするヘリコプターは、次に掲げる方法により運航するものとする。

- 一・二 (略)

第五条 (略)

別表(第三条関係) (略)

附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）

用語例	意味
R W Y is clear.	滑走路に障害物はありません。
R W Y 04/22.	使用滑走路は04/22です。
Taxi to R W Y 04/22.	滑走路04/22へ進んでください。
Report X X X.	X X Xをリポートしてください。
Continue approach.	進入を続けてください。
Traffic advice X X X Y Y Y.	交通情報：機体X X Xが位置Y Y Yです。
W I N D _	風向風速は_です。
Q N H _	気圧は_です。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。